

2 地域連携保全活動実施者が生息地等保護区の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第三十九条第一項及び第五十四条第二項（同法第三十七条第四項に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の特例）
第九條 地域連携保全活動実施者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項の規定による特別保護地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って同条第七項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。
（森林法の特例）
第十條 地域連携保全活動実施者が地域連携保全活動計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十條の八第一項の規定は、適用しない。

（都市緑地法の特例）
第十一條 地域連携保全活動実施者が都市緑地法第五條の規定による緑地保全地域又は同法第十二條第一項の規定による特別緑地保全地区（次項において「特別緑地保全地区」という。）の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、同法第八條第一項、第二項及び第七項後段並びに第十四條第四項及び第八項後段の規定は、適用しない。

2 地域連携保全活動実施者が特別緑地保全地区の区域内において地域連携保全活動計画に従って都市緑地法第十四條第一項の許可を要する行為に該当する行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。
（生物の多様性の保全上重要な土地の取得の促進等）
第十二條 国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。

2 環境大臣は、次に掲げる区域内の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得したときは、当該土地における生物の多様性の保全について、当該寄附をした者の意見を聴くものとする。

一 自然公園法第二十条第一項の規定による特別保護地区のうち、同法第二十一条第一項の規定による特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域
二 生息地等保護区のうち、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律第三十七條第一項の規定による管理地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域
三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八條の二第一項の国指定鳥獣保護区のうち、同法第二十九條第七項の国指定特別保護地区及びこれに準ずる区域として環境大臣が指定する区域
（地域連携保全活動支援センター）
第十三條 地方公共団体は、地域連携保全活動を行うおとする者、その所有する土地において地域連携保全活動が行われることを希望する者、地域連携保全活動に対して協力をしようとする者その他の関係者間における連携及び協力のあつせん並びに生物の多様性の保全に関する知識を有する者の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（次条第二項において「地域連携保全活動支援センター」という。）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

（国等の援助等）
第十四條 国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。
2 国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者は、地域連携保全活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（主務大臣等）
第十五條 この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。
2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。
3 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

附則
（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第二條 主務大臣は、この法律の施行前においても、第三條第一項から第三項までの規定の例により、地域連携保全活動の促進に関する基本方針を定めることができる。
2 主務大臣は、前項の基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
3 第一項の規定により定められた地域連携保全活動の促進に関する基本方針は、この法律の施行の日において第三條第一項及び第二項の規定により定められた地域連携保全活動基本方針とみなす。

（検討）
第三條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
2 政府は、土地の所有者が判明しないことその他の事情により地域における生物の多様性の保全のための活動について土地の所有者の協力が得られないことが当該活動に支障を及ぼす場合があることにかんがみ、土地の所有者の協力が得られない場合における地域における生物の多様性を保全するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

農林水産大臣 鹿野 道彦
国土交通大臣 馬淵 澄夫
環境大臣臨時代理 岡崎トミ子
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十九号
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令
置法の一部の施行期日を定める政令
内閣は、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法第十三條の規定の施行期日は、平成二十二年十二月十五日とする。

厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

○厚生労働省令第二百二十三号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十五條の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令
障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

政令第二百二十九号
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令
置法の一部の施行期日を定める政令
内閣は、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法第十三條の規定の施行期日は、平成二十二年十二月十五日とする。

政令
御名 御璽
平成二十二年十二月十日
内閣総理大臣 菅 直人

省令
厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

○厚生労働省令第二百二十三号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十五條の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令
障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 鹿野 道彦
国土交通大臣 馬淵 澄夫
環境大臣臨時代理 岡崎トミ子
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十九号
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令
置法の一部の施行期日を定める政令
内閣は、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法第十三條の規定の施行期日は、平成二十二年十二月十五日とする。

政令
御名 御璽
平成二十二年十二月十日
内閣総理大臣 菅 直人

省令
厚生労働大臣 細川 律夫
内閣総理大臣 菅 直人

○厚生労働省令第二百二十三号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十五條の規定に基づき、障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令
障害者自立支援法に基づき指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「その有する能力及び適性に応じ」を削る。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 鹿野 道彦
国土交通大臣 馬淵 澄夫
環境大臣臨時代理 岡崎トミ子
内閣総理大臣 菅 直人

政令第二百二十九号
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令
置法の一部の施行期日を定める政令
内閣は、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。
戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法第十三條の規定の施行期日は、平成二十二年十二月十五日とする。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京都港区虎ノ門二丁目
電話 03(3587)4294
定本 一カ月、五九六円（本体一、五〇〇円）
定本 一カ月、二七二円（本体一、六〇〇円）
送料 別